

# 介護予防・日常生活支援総合事業 について

# 介護報酬の請求について

サービス名称	総合事業の指定形態	平成30年3月までのサービス種類コード	平成30年4月から
訪問型サービス	みなし指定	A1	
	笠松町・岐南町からの指定	A2	A2
通所型サービス	みなし指定	A5	
	笠松町・岐南町からの指定	A6	A6

# 1 単位あたりの単価（地域単価）

# 笠松町・岐南町共通

サービス名称	総合事業の指定形態	平成30年3月まで	平成30年4月から
訪問型サービス	みなし指定 A1	事業所所在地保険者の地域単価	笠松町・岐南町 の地域単価 (1 単位 1 0 円)
	笠松町・岐南町からの 指定 A2	笠松町・岐南町の 地域単価 (1 単位 1 0 円)	
通所型サービス	みなし指定 A5	事業所所在地保険者の 地域単価	笠松町・岐南町 の地域単価 (1 単位 1 0 円)
	笠松町・岐南町からの 指定 A6	笠松町・岐南町の 地域単価 (1 単位 1 0 円)	

## 【訪問介護相当サービス事業者及び通所介護相当サービス事業者】

### ○処遇改善加算の届出について

介護予防・日常生活支援総合事業においても処遇改善加算は毎年度指定権者に提出が必要です。（毎年度2月末まで）

総合事業のみの実施の事業所・・・計画書の届出

給付と一体的に提供している事業所・・・計画書の写しを提出

### ○変更届、加算届等の届出は、従来通り必要です。

失念のないよう期日を厳守し、提出をお願いします。

### ○各事業所への連絡事項やお願いは、随時ホームページ内に掲載します。 各事業所ごとに適宜確認をお願いします。

## 【居宅介護支援事業所（介護予防ケアマネジメント受託事業者）】

### ○新たに指定したサービス事業所について、まもなくホームページに掲載 します。サービス利用の際には必ず指定の有無を確認してください。

### ○総合事業に関する情報は、随時ホームページに掲載します。 適宜の確認をお願いします。